

2023年 第2号

本レポートは経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画に基づき作成・発刊致します。地域の商工業者様が経営に有効活用できる情報を当商工会が収集分析、提案して参ります。掲載内容についての詳細な内容、具体的な経営活用の手法についてご相談がございましたらお気軽にお問合せください。

 **笠松町商工会**

<http://www.Kasamatsu.or.jp>

TEL 058-388-2566

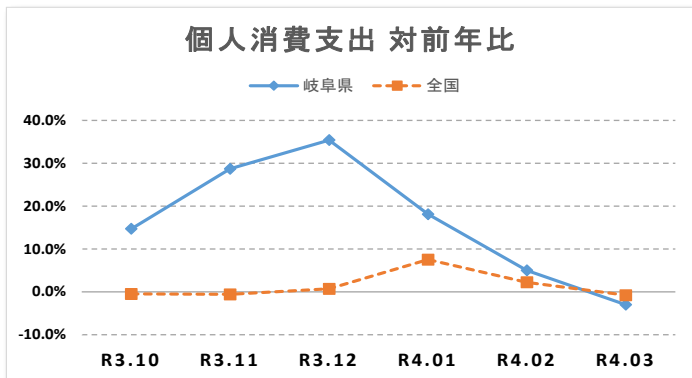
FAX 058-387-6840

▶岐阜県内の消費動向

コロナ禍は3年目に入っても収束の兆しを見せず、全国的に消費の低迷が続いています。

そんな中、岐阜県は3年秋以降に、その前年の減少分を上回る回復が見られました。動き始めたサービス消費がけん引していると思われます。

4年に入ると、まん防要請で消費は一気に落ち込みました。今後は、ウクライナ問題による値上げラッシュとリベンジ消費のバランスを見据えた消費活動が予想されます。 [出典：岐阜県統計情報 経済指標]



▶地域別景況予報 2022年6~8月期見通し

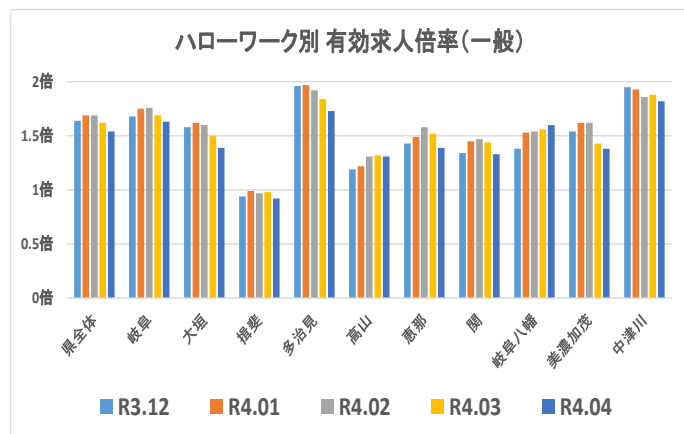
地域名	総合指数	個人消費	生産活動	設備投資	企業収益	資金需要
岐阜						
西濃						
東濃・可茂						
飛騨・郡上						

岐阜県の景況感は、アパレル業界において昨年比で受注及び生産が拡大しているものの、コロナ前の水準にほど遠い状況にあります。製造業や土木・建築業は概ね堅調ではありますが、原材料不足による生産活動の遅れや受注減少が見られます。

岐阜地域では、前期と比べ企業収益が悪化しています。中小企業はコロナ禍での売上減少に加え、仕入価格の高騰により収益が圧迫されています。

[出典：(株)OKB 総研 景況指数調査（公開値の加工編集を施しております）]

▶ハローワーク別 有効求人倍率の推移



[出典：岐阜県統計情報 毎月勤労統計調査]

岐阜県の求人倍率は、1.5倍超が続き堅調に推移していましたが、4年に入り減少に転じました。

多治見・中津川は2倍近くまで倍率が伸び、人材確保の難易度が相当高いことが伺えるものの、全体と同様に足元で倍率は減少しており、求人難もやや落ち着いてきた様子です。

昨年秋頃より全ての地区において前年同月の倍率を上回る傾向にあり、景気の持ち直しが感じられます。4月時点の一般の求人倍率は1.60倍と昨年同月から0.31ポイント上回り、パートも1.47倍で0.18ポイント増加しています。

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書などを、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存

【希望者のみ】ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存 するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存

【希望者のみ】 決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存

【法人・個人事業者は対応が必要です】 申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。 ※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。



こちらからも
特設サイトに
アクセスできます

詳しくは、 国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイトで **検索**

